

上尾市立中学校に係る
部活動の方針



平成30年12月策定
令和5年3月改定
上尾市教育委員会



目 次

| | |
|----------------------------------|-------|
| 市方針改定の背景 | ・・・ 1 |
| 市方針改定の趣旨等 | ・・・ 2 |
| 1 適切な運営のための体制整備 | ・・・ 3 |
| (1) 部活動の方針の策定等 | |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | |
| 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 | ・・・ 4 |
| (1) 適切な指導の実施 | |
| (2) 部活動用指導手引の普及・活用 | |
| 3 適切な休養日等の設定 | ・・・ 5 |
| 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 | ・・・ 6 |
| 5 学校部活動の地域連携 | ・・・ 6 |
| 6 高温時における部活動の実施 | ・・・ 7 |
| 7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し | ・・・ 7 |
| 《参考》「部活動用指導手引」等を活用した適切な指導の実施に向けて | ・・・ 8 |

上尾市立中学校に係る部活動の方針

平成30年12月策定

令和5年3月改定

市方針改定の背景

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。これを受け、令和2年に、スポーツ庁及び文化庁では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。
- 令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。このことを受け、スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、この度全面的に改定した。
- そこで、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」）では、スポーツ庁及び文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を参考に、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」（以下「市方針」という。）を改定する。なお、改定前に引き続き、「市方針」は、運動部と文化部を対象とした学校部活動全体の方針とする。

市方針改定の趣旨等

「市方針」は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。

このたび改定した「市方針」については、上尾市立中学校の学校部活動のみを対象とする。なお、将来の地域クラブ活動に係る方針については、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会（令和5年4月設置）にて検討する。

教育委員会は、「市方針」に基づく学校部活動の取組状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導・支援を行う。

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校は、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容等について配慮する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、前記アの活動方針及び活動計画並びに活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。また、毎月の活動計画は、各部の保護者へ配布等により周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、アッピ一部活動コーチ（※1）、アッピ一部活動サポーター（※2）等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、アッピ一部活動コーチやアッピ一部活動サポーター等の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- オ 教育委員会は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、アッピ一部活動コーチを任用し、学校に配置する。また、教師ではなくアッピ一部活動コーチが顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- キ 教育委員会は、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーターの任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

※1：「アッピ一部活動コーチ」とは、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率や、生徒指導に係る対応等を行う部活動指導員である。

※2：「アッピ一部活動サポーター」は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動の技術的な指導や支援を行う外部指導者である。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーターは、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害や文化部活動中の障害、外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーターは、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーターは、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーターは、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーターは、県教育委員会や中央競技団体、各分野の関係団体等が、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）等を活用して、2(1)に基づく適切な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等も踏まえ、以下のア〜クを基準とする。

なお、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 平日の活動時間は、2時間を限度とする。また、朝練習は実施しないこととする。なお、下校時刻の限度を以下の通り設定する。

【 4月から新人体育大会まで 】午後6時00分

【 新人体育大会後から1月まで 】午後5時00分

【 2月から3月まで 】午後5時30分

エ 学校の休業日(学期中の週末を含む)の活動時間は、練習の場合は3時間、試合等の場合は、移動や待機時間等を含めず、3時間を限度とする。(大会・コンクール等に出場する場合を除く。)

オ 平日、学校の休業日ともに、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 学校閉庁日は、休養日とする。但し、全国中学校体育大会に出場する場合は、この限りではない。

キ 祝日は、休養日とする。但し、大会・コンクール等に出場する場合を除く。

ク 学校行事の実施等による振替休業日は、休養日とする。

- (2) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たって、3(1)の基準を踏まえるとともに、「市方針」に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導體制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等を検討する。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等を検討する。
- (2) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題に挑戦することや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (3) 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。
- (4) 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

5 学校部活動の地域連携

- (1) 教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることとする。
- (3) 教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めるよう努めることとする。また、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動できる日を増やしていくこととする。
- (4) 教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

6 高温時における部活動の実施

- (1) 高温時における部活動の実施については、公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」を基準とし、暑さ指数（WBGT）が31℃を超えた際は、原則として活動は中止する。
- (2) 校長及び部活動顧問は、下記ア～ウの事項に留意して活動を行う。

ア 環境省の熱中症予防サイトの「暑さ指数（WBGT）の実況と予測」等により、情報収集に努める。

イ WBGTが31℃を超えた際は、校庭、体育館等に旗を立てたり、警告を表示したりするなど、熱中症予防の注意喚起に努める。

ウ 暑い季節の活動は、なるべく涼しい時間帯に行い、休憩と水分補給をこまめに行うなど予防策を講じるとともに、熱中症の早期発見、早期の処置に努める。また、屋内での活動においては、換気を十分に行うなど室内環境の整備に努める。

7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の目安は、参加することが生徒や部活動顧問の過度な負担とならない適切な範囲内とする。
- (2) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請する。

《 参 考 》



～ 「部活動用指導手引」等を活用した適切な指導の実施に向けて ～

【 スポーツ庁 】

運動部活動用指導手引

(中央競技団体の作成した運動部活動用指導手引の紹介)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm



【 埼玉県教育委員会 】

運動部活動指導資料(三訂版)

(平成29年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/unndoubukatsuodushidoushiryou.html>



【 埼玉県教育委員会 】

運動部活動の運営等に係る指導の手引(運動部活動のQ&A)

(平成30年7月)

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/111413/300713_guidelineqa.pdf



【 埼玉県教育委員会 】

文化部活動の効率的・効果的な指導についての手引(文化部活動のQ&A)

(令和3年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/212828/bunkabukatudounokouditutekikoukatekinasidounotebiki0303.pdf>



【 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 】

パンフレット「なくそう!運動部活動の事故」

(令和4年3月)

https://www.jpnsport.go.jp/enzen/Portals/0/enzen/kenko/jyouhou/pdf/R3_undoubukatudou/nakusou_undoubukatsudounojiko.pdf

